

第 1 回三重県一般海域管理条例(仮称)あり方検討会

事 項 書

日時：令和 7 年9月17日(水) 14:00～

場所：三重県勤労者福祉会館 地下1階特別会議室
(web 併用)

- 1 開会のあいさつ
- 2 あり方検討会の設置及びスケジュールについて
- 3 規約について
- 4 会長等の選任について
- 5 三重県一般海域管理条例(仮称)の制定について
- 6 第 1 回連絡調整会議の意見について
- 7 その他

三重県一般海域管理条例（仮称）あり方検討会 委員

所属	氏名
三重県 漁業協同組合連合会 常務理事	植地 基方
三重大学大学院 生物資源学研究科 教授	葛葉 泰久
九州大学大学院 工学研究院 環境社会部門 准教授	清野 聡子
楠井法律事務所 弁護士	西澤 博
神奈川大学 法学部 教授	三浦 大介

(50音順 敬称略)

2 あり方検討会の設置及びスケジュールについて

① 連絡調整会議(非公開)

<目的> 管理者等における「一般海域等管理条例連絡調整会議」(以下、連絡調整会議)を設置し、条例(案)を作成することを目的とする。

<委員>

国土交通省中部地方整備局河川部 水政課長
港湾空港部 港湾管理課長
近畿地方整備局河川部 水政課長
四日市港管理組合経営企画部 港営課長
三重県県土整備部 港湾・海岸課長
河川課長
農林水産部 水産基盤整備課長
農業基盤整備課長
環境生活部 廃棄物対策課長
資源循環推進課長

<事務局>

三重県県土整備部 港湾・海岸課
河川課
農林水産部 水産基盤整備課
農業基盤整備課

② あり方検討会(公開)

<目的> 有識者における「条例あり方検討会」(以下、あり方検討会)を設置し、連絡調整会議で作成した条例(案)について法的判断、有効性などについて検証することを目的とする。

<委員>

三重県漁業協同組合連合会 植地常務理事
三重大学 葛葉教授
九州大学 清野准教授
楠井法律事務所 西澤弁護士
神奈川大学 三浦教授

<事務局>

三重県県土整備部 港湾・海岸課
河川課
農林水産部 水産基盤整備課
農業基盤整備課

(50音順)



スケジュール

	令和7年度								令和8年度								
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
管理者による 条例作成 (連絡調整会議) ＜非公開＞	○ 第1回 (8月21日)		○ 第2回	○ 第3回			○ 第4回							○ 第5回	○ 第6回		
有識者、当事者の 意見聴取 (あり方検討会) ＜公開＞		◎ 第1回 (9月17日)	◎ 第2回	◎ 第3回			↑ ◎ 第4回							↑ ◎ 第5回			
		課題の抽出 目的の抽出 方向性の検討	骨子案作成	条例案検討			12月常任委員会の 意見を踏まえた 条例案作成							6月常任委員会、パブコメ、 検察庁協議での意見を踏 まえた最終案作成			
意識調査等													パブリックコメント				
検察庁協議																	
県議会					● 常任 委員会 (骨子案)						● 常任 委員会 (条例案)						● 常任 委員会 (最終案) 議決

3 規約について

三重県一般海域管理条例（仮称）あり方検討会 規約（案）

（名称）

第1条 本会議は、「三重県一般海域管理条例（仮称）あり方検討会」（以下、「本会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会議は、三重県全域の一般海域における放置船対策を講ずるため、三重県一般海域管理条例（仮称）（以下、「条例」という。）の制定を目的として設置する。

（活動内容）

第3条 本会議は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 三重県一般海域管理条例連絡調整会議で作成した条例案について、法的判断、有効性などの検証
- 二 その他本会議の目的を達成するために必要な事項

（構成員）

第4条 本会議は、別紙に掲げるものをもって構成する。

（役員）

第5条 本会議に会長1名、副会長1名を置き、前条に定める委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は本会議を代表し、会務を総括する。

（会議の招集）

第6条 本会議の招集は、会長が行う。

- 2 委員は、必要に応じて会長に会議の招集を要請することができる。

（オブザーバー）

第7条 本会議には、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長の要請により会議に出席し、意見を述べることもできるとともに、本会議の活動に協力することができる。

（事務局）

第8条 本会議の事務局は、別紙のとおりとし、三重県県土整備部港湾・海岸課に置く。

(決議)

第9条 会議の決議は委員全員の同意を原則とする。ただし、賛否が分かれた場合は会長に一任する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定める。

附 則 この規約は、令和7年 月 日より施行する。

(別紙)

三重県一般海域等管理条例あり方検討会 構成員

委 員

三重県漁業協同組合連合会 常務理事	植地 基方
三重大学大学院 生物資源学研究所 教授	葛葉 泰久
九州大学大学院 工学研究院 環境社会部門 准教授	清野 聡子
楠井法律事務所 弁護士	西澤 博
神奈川大学 法学部 教授	三浦 大介

(50 音順 敬称略)

事務局

三重県	県土整備部	港湾・海岸課
三重県	県土整備部	河川課
三重県	農林水産部	水産基盤整備課
三重県	農林水産部	農業基盤整備課

5 三重県一般海域管理条例(仮称)の制定について

水域における放置船は、地震、津波、高潮、洪水などの災害時において、転覆等による船舶の航行障害、油の流出、港湾、漁港、又は海岸の背後への流出による住宅や公共施設等への影響や、河川の流下阻害による越水などによる二次被害が懸念され、県民の暮らしや経済活動に様々な問題を引き起こすものである。また、通常時においても沈廃船からの油流出により環境や漁業への影響が発生している。

全国の3水域(港湾・河川・漁港)における放置船は、令和4年度の調査において約56,000隻存在し、三重県における放置船は約2,000隻、そのうち沈廃船が約260隻あり、全国で8番に多い状況にある。また、一般海域においては県内で56隻の放置船が確認されている。

志摩市からは、一般海域を含めた公共水域の放置船の解消や対策を強化するため、廃船処理及び条例の整備の要望があり、議会においても一般海域の条例制定に対する意見や、放置船対策に関する質問があった。

また、各地区の放置船対策推進会議において、港湾区域、河川区域、一般海域における放置船対策の議論もなされているところである。

国では、災害時の二次被害発生を防止するため放置艇を解消することは重大な課題とされており、地域にとって支障となる放置艇については令和4年度から概ね10年程度を目途に解消できるよう優先的に取り組むことが示されている。

現在、港湾区域、河川区域、漁港区域、海岸保全区域については、各法令による放置船の除去ができるが、一般海域においては現行の「三重県一般海域等管理規則」による放置船の除去はできない状況である。

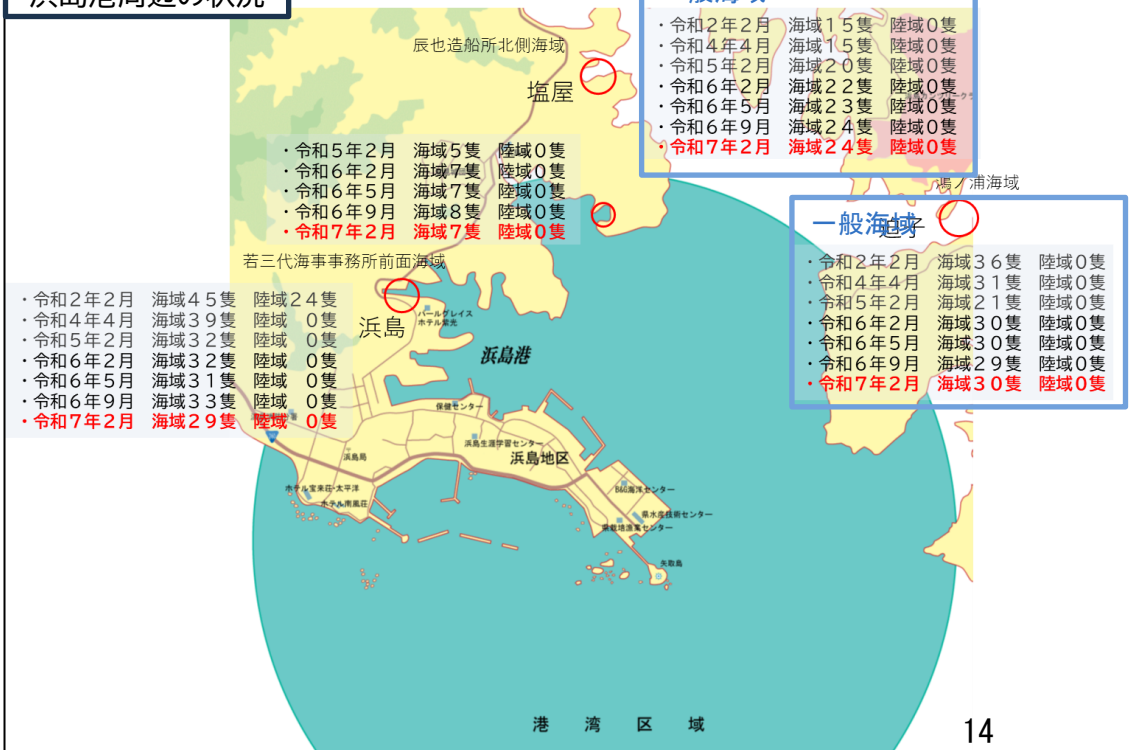
このことから、一般海域の保全や適正な利用を図ることを目的とした条例を制定するものである。

港湾区域において問題となる放置船が確認されたときは、港湾法により放置等禁止区域に指定(港湾法第37条の11第2項)したうえで、船舶所有者に対し撤去命令(港湾法第56条の4第1項)を行い、命令に従わない場合は行政代執行により放置船の除去(行政代執行法第2条)を行ってきた。

また、船舶の所有者が存在しないときは、管理者の職責(港湾法第12条第1項第2号)として放置船の除去を行ってきた。

ただし、現行の「三重県一般海域等管理規則」は、使用許可を規定したものであり、一般海域においては同様の措置を行うことはできない。

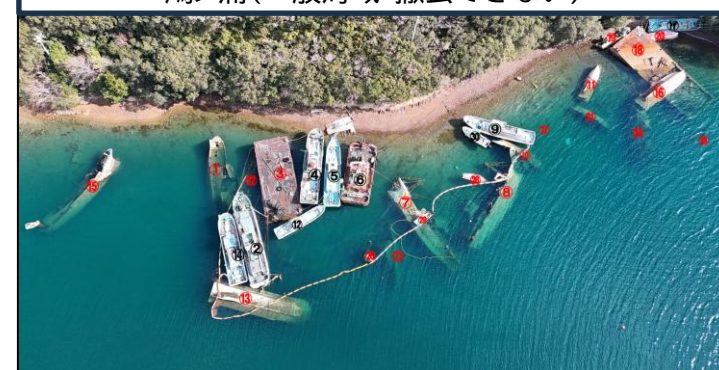
浜島港周辺の状況



若三代海事(港湾区域・R6行政代執行)



鴻ノ浦(一般海域・撤去できない)



課 題

現在確認されている放置船について、災害時の二次被害や、すでに燃料油がもれているものもあり、環境・漁業に影響を及ぼすことが懸念される。

三重県の港湾区域等では、平成30年度に賀田港(尾鷲市曾根町地内)、令和6年度に浜島港(志摩市浜島町地内)において、行政代執行等により放置船の除去を行っているが、これらの放置船の多くは、中古船の販売や中古部品の販売のために他の水域から当該地に持ち込み、何らかの理由で販売または処分が困難となったことから放置されたものであり、安易に船舶を移動し放置されている。

関係法令に比べ、規制が緩い区域に移動されることが懸念される。

目 的

現在放置され問題となっている船舶の除去が必要

他の水域から持ち込まれない対策が必要

関係法令と同等の規制が必要

① 一般海域すべてを海岸保全区域に指定する。

▶▶▶ 海岸を防護する必要がないため指定できない。

② 現行の「一般海域等管理規則」を改正、または、新条例を制定する。

<地方自治法>

第14条第1項

普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の拘禁刑、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第15条第1項

普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

一般海域に不要な船舶が持ち込まれないよう
抑止効果を高めるため罰則を厳しくする
また、関係法令と同等の罰則を規定



一般海域等管理規則の改正ではなく
三重県一般海域管理条例を制定

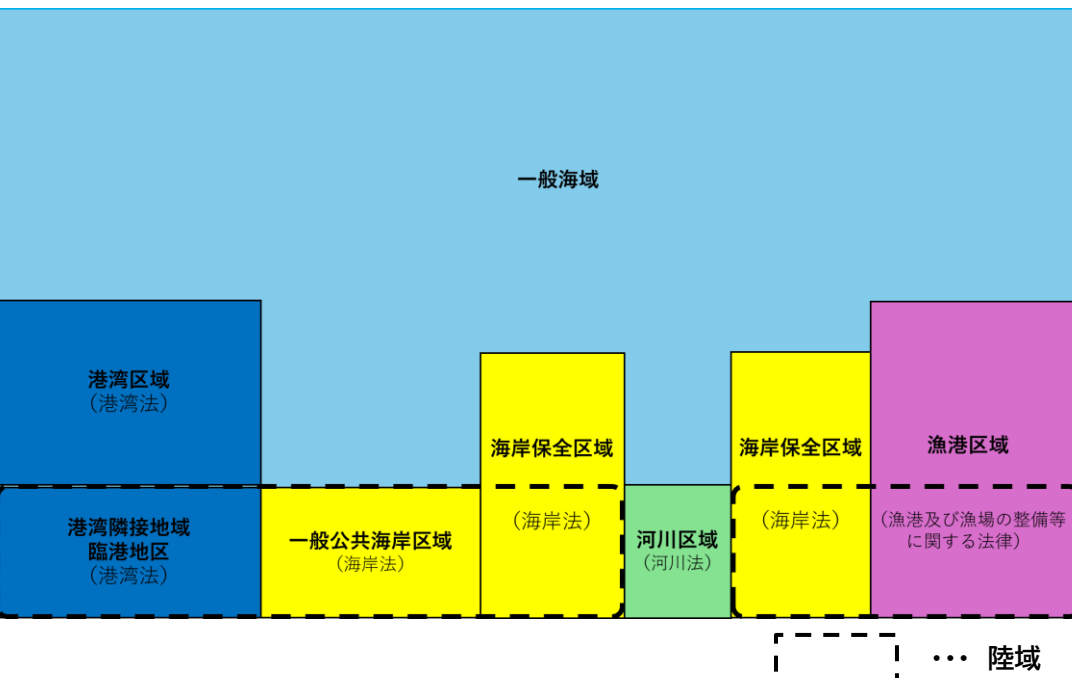
他の法令の罰則は下表のとおりであり、一般海域の隣接する水域の法令と同等の罰則規定を設ける必要がある。
現行規則の改正では、地方自治法により、隣接する水域の法令と同等の罰則を規定できないことから、条例を制定する。

区 域	罰 則
港湾区域	根拠法令：港湾法第37条の11第1項の規定に違反 罰 則：1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金
漁港区域	根拠法令：漁港漁場整備法第39条第5項の規定に違反 罰 則：30万円以下の罰金
河川区域	根拠法令：河川法施行令第16条の4の規定に違反 罰 則：3か月以下の拘禁刑または20万円以下の罰金
海岸保全区域	根拠法令：海岸法第8条第1項の規定に違反 罰 則：1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金 根拠法令：海岸法第8条の2第1項の規定に違反 罰 則：6月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金



6 関係法令による放置船撤去

放置船撤去における各法令の適用範囲



※港湾法第12条第2項、漁港法第26条、河川法第2条、海岸法第14条の5第1項の規定について、民法第239条第1項に「所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。」とあることから、管理者が放置された所有者不明の船舶の所有権を取得し、除去することができる。 18

水域の放置船撤去における適用条文

- <港湾法>** 港湾法第37条の11第2項の規定により放置等禁止区域に指定所有者特定・港湾法第56条の4第1項の規定により除去を命令
▶▶▶ 履行しない場合、行政代執行法第2条の規定により管理者が除去し、その費用を徴収
- 所有者不明・所有者がなく事前に廃棄物と判断された場合、港湾法第12条第2項の規定により管理者が除去
・所有者不明で事前に廃棄物と判断できない場合、港湾法第56条の4第2項の規定により、管理者が除去
- <漁港法>** 漁港法39条第5項の規定により放置等禁止区域に指定所有者特定・漁港法39条の2第1項の規定により除去を命令
▶▶▶ 履行しない場合、行政代執行法第2条の規定により管理者が除去し、その費用を徴収
- 所有者不明・所有者がなく事前に廃棄物と判断された場合、漁港法第26条の規定により管理者が除去
・所有者不明で事前に廃棄物と判断できない場合、漁港法第39条の2第4項の規定により管理者が除去
- <河川法>** 所有者特定・河川法第24条の規定に違反した場合、河川法第75条第1項の規定により除去を命令
▶▶▶ 履行しない場合、行政代執行法第2条の規定により管理者が除去し、その費用を徴収
- 所有者不明・所有者がなく事前に廃棄物と判断された場合、河川法第2条の規定により管理者が除去
・所有者が不明で事前に廃棄物と判断できない場合、河川法第75条第3項の規定により管理者が除去
- <海岸法>** 所有者特定・海岸法第12条第1項第1号の規定により、除去を命令
▶▶▶ 履行しない場合、行政代執行法第2条の規定により管理者が除去し、その費用を徴収
- 所有者不明・所有者がなく事前に廃棄物と判断された場合、海岸法第14条の5第1項の規定により管理者が除去
・所有者不明で事前に廃棄物と判断できない場合、海岸法第12条第4項の規定により、管理者が除去



7 その他法令による放置船の措置

	法 令	所 管	港湾・河川・ 漁港区域	海岸保全 区域	一般 海域	摘 要
1	三重県一般海域等管理規則	国有財産管理者	×	×	×	
2	海岸漂着物処理推進法	海岸管理者、環境生活部	▲	▲	▲	漂着した物のみ
3	海洋汚染防止法	海上保安部	△	△	△	罰則規定があるものの撤去 命令はできない
4	廃棄物処理法	環境生活部	△	△	△	陸揚した物のみ

△：所有者特定対応可能
▲：所有者不明対応可能
×：対応不可

- 1 三重県一般海域等管理規則
使用許可を規定した規則であるため、放置船に対する措置はできない。
- 2 海岸漂着物処理推進法
不要物と判断された放置船は海岸漂着物等に該当する可能性があるが、監督処分や撤去をすることはできない。
- 3 海洋汚染防止法
船舶を海洋に捨てたものに対する罰則は規定されているが、監督処分や撤去をすることはできない。
- 4 廃棄物処理法
環境省の通知により、陸揚げされるまでの間は海洋汚染防止法が優先的に適用されるため、海域における放置船に対する措置はできない。



他の法令により放置船に対する措置はできないため条例を制定する



8 全国の条例制定状況

一般海域に係る条例を制定している都道府県は11道府県あるが、放置船に対する措置を規定した条例は1県のみであり、放置船に対して除去が命令でき、かつ一般海域全域を放置等禁止区域に指定し持ち込まれない対策を講じ、さらに罰則を規定している。

	放置船の 撤去命令	所有者がなく 事前に廃棄物と 判断したとき 撤去可能	所有者が不明で 廃棄物と判断でき なかったとき 撤去可能	放置船に関する 罰則	備考
北海道	×	×	×	×	
京都府	×	×	×	×	
大阪府	×	×	×	×	
岡山県	○	×	○	30万円	別途、一般海域全域 を放置等禁止区域 に指定
広島県	×	×	×	×	
山口県	×	×	×	×	
香川県	×	×	×	×	
愛媛県	×	×	×	×	
福岡県	×	×	×	×	
熊本県	×	×	×	×	
長崎県	×	×	20 ×	×	

- 放置船は、災害時の二次被害や環境、漁業への影響が懸念されているため、解消する必要がある。
- 三重県では、一般海域を含めた海域の放置船対策について、市からの要望や議会での質問があり、問題となっている。
- 一般海域においては、放置船の措置に関する法令がなく、法的措置ができない。
- 一般海域において、他の水域から持ち込まれないよう、関係法令と同等の規制が必要である。

これらのことから、**三重県一般海域管理条例(仮称)の制定が必要**である。

課題と条例の目的

課 題

目 的

災害時の2次被害や環境等への影響が懸念

所有者の有無にかかわらず放置船を除去できる規定

他の水域から持ち込まれ、放置されることが多い

他の水域から持ち込まれないことを規定

関係法令に比べ、規制が緩い区域に移動されることが懸念

関係法令と同等の規制を規定

目 的

主な条文の内容

所有者の有無にかかわらず放置船を除去できること

所有者が特定された場合、監督処分により除去を命令
することができることを規定
※命令に従わない場合は、行政代執行法により行政代
執行を実施

所有者がなく事前に廃棄物と特定できた場合、管理者
の職責により管理者自ら除去することができることを
規定

所有者が不明で事前に破棄物と特定できない場合、簡
易代執行により管理者自ら除去することができること
を規定

他の水域から持ち込まれないこと

禁止区域を指定し、船舶等を放置してはならないこと
(禁止行為)を規定

関係法令と同等の規制をすること

禁止行為に違反した場合、関係法令と同等の罰則に処
することを規定

➤ ① 目的

<趣旨>

一般海域は、海岸、港湾、漁港に隣接した海域であり、これらの法令と同様の目的とする。

<条文の内容>

一般海域の保全及び適正な利用を図ることを目的とする。

<参考>

■海岸法 第1条

この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。

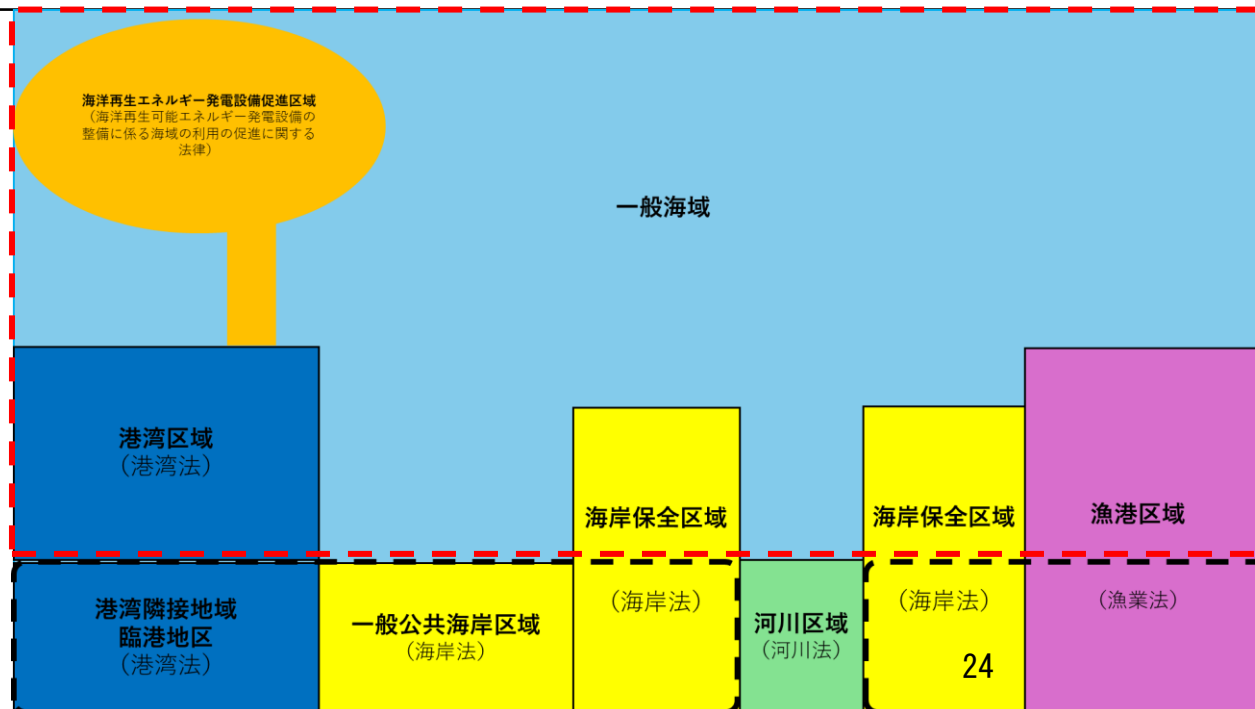
■港湾法 第1条

この法律は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。

➤ ② 定義

<趣旨>
当条例において、他法令との重複や抜け落ちをなくするため、「一般海域」の定義を明確にする必要がある。

<条文の内容>
一般海域とは、次の法令の規定で定められた海域以外の海域
一 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)
二 港湾法(昭和25年法律第218号)
三 海岸法(昭和31年法律第101号)
四 河川法(昭和39年法律第167号)
五 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)
六 同条第一号から第五号以外の法令の規定により当該海域の管理について特別の定めがなされている海域



➤ ③ 禁止行為

<趣旨>

主な条文の内容による「禁止区域を指定し、船舶等を放置してはならないこと」を目的に規定し、知事が指定した区域(放置等禁止区域)及び物件(放置等禁止物件)を公示し知らせることにより、他の水域から船舶を持ち込み放置させない対策を図る。

他道府県では、11道府県中1県で規定されている。

なお、この条項に違反した場合は移転又は除去することを命ずることができるよう監督処分に規定するとともに、罰則を規定する。

<条文の内容>

放置等禁止区域において、みだりに船舶等を捨て、又は放置してはならない。

<参考>

■海岸法 第8条の2

何人も、海岸保全区域(第二号から第四号までにあつては、公共海岸に該当し、かつ、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る。)内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 海岸管理者が管理する海岸保全施設その他の施設又は工作物(以下「海岸保全施設等」という。)を損傷し、又は汚損すること。
- 二 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令で定めるものにより海岸を汚損すること。
- 三 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。
- 四 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。

■港湾法 第1条

何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域(これらのうち、港湾施設の利用、配置その他の状況により、港湾の開発、利用又は保全上特に必要があると認めて港湾管理者が指定した区域に限る。)内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。

➤ ④ 占用等の許可

<趣旨>

一般海域の保全及び適正な利用を図るため、占用または行為をする者に対し、許可を得ることを規定する。
現行三重県一般海域等管理規則にも規定されているが、隣接する海域(海岸)と同等の占用等を求めることにより、一般海域の保全が図られると考えられることから、海岸法第8条第1項と同様の条文とする。(同法第7条においては「公共海岸の土地に限る」とあり陸域のみの規定であるため適用しない)
他道府県では、11道府県中10道府県で規定されている。
なお、この条項に違反した場合は移転又は除去することを命ずることができるよう監督処分に規定するとともに、罰則を規定する。

<条文の内容>

一般海域において、土石を採取する行為、工作物又は施設を設置する行為、海底の土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

<参考>

■海岸法第8条第1項

海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。
- 二 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。
- 三 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。

➤ ⑤ 適用除外

＜趣旨＞
占用等の許可について、漁港法、港湾法、海岸法、河川法、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律以外で、別の法令において免許や許可が必要な行為を適用除外として規定する。
他道府県では、11道府県中4県で規定されている。

＜条文の内容＞
占用等の許可が必要のない行為
① 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の規定による埋立ての免許又は承認を受けた者が当該免許又は承認を受けて行う行為
② 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の規定による免許又は許可を受けた者が当該免許又は許可を受けて行う行為
③ 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)の規定による許可を受けた者が当該許可を受けて行う行為
④ これらに準ずる行為

➤ ⑥ 許可の特例

＜趣旨＞
海岸法第10条第2項等と同様、国又は地方公共団体が行う行為について、許可に替えて協議することを規定する。
他道府県では、11道府県中6府県で規定されている。

＜条文の内容＞
国又は地方公共団体が工作物の設置等を行うときは、協議をもって占用等の許可に替える。

＜参考＞
■海岸法第10条第2項
国又は地方公共団体(港湾法に規定する港務局を含む。以下同じ。)が第七条第一項の規定による占用又は第八条第一項の規定による行為をしようとするときは、あらかじめ海岸管理者に協議することをもつて足りる。

➤ ⑦ 許可の基準

<趣旨>
占用等の許可について、一般海域の利用又は保全に著しく支障を与えるおそれがある等の場合において、欠格要件を規定する。
他道府県では、11道府県中6府県で規定されており、これらを参考に規定する。

<条文の内容>
一般海域の利用又は保全に著しく支障を与える恐れがある等の場合は許可をしてはならない。

➤ ⑧ 占用料等

<趣旨>
現在、「三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例」により一般海域の使用料を徴収しているところであるが、より明確にするため、当条例にて規定する。（「三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例」の改正が必要）
他道府県では11道府県すべてで規定されている。

- <条文の内容>
- ① 徴収金額の規定
 - ② 公益上特に必要があるとき等は占用料等を免除することができる。
 - ③ 納付された占用料等は返還しない。
 - ④ その他

<参考>

■三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例

第一条 この条例は、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第二十三条第一項の規定に基づき、法定外公共用財産等の管理について県が徴収する道路使用料、河川海岸等使用料又は収益料(以下「使用料等」という。)に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「法定外公共用財産」とは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号。以下「法」という。)第三条第二項第二号の公共用財産のうち、国土交通省の所管に属し、かつ県が管理する公共用財産であって、道路法(昭和二十七年法律第八十号)、河川法(昭和三十三年法律第六十七号)、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)、海岸法(昭和三十一年法律第一号)その他の法律の適用又は準用を受けないものをいう。

2 この条例において「法定外道路」とは、法定外公共用財産のうち道路法の適用を受けない道路をいう。

3 この条例において「法定外河川等」とは、法定外公共用財産のうち河川法の適用又は準用を受けない河川、下水道法の適用を受けない下水道その他公共の用に供されているこれらに類するものをいう。

4 この条例において「一般海域等」とは、法定外公共用財産のうち海岸法の適用を受けない海岸、海浜及び海域並びに海岸保全区域(海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域をいう。)内又は一般公共海岸区域(海岸法第二条第二項の一般公共海岸区域をいう。)内の水面をいう。

一部改正〔平成一二年条例八六号〕

(使用料等の徴収)

第三条 知事は、法第十八条第六項の規定による許可(以下「使用等の許可」という。)を受けた者から別表第一から別表第三までに掲げる使用料等を徴収する。ただし、国又は地方公共団体の行う事業に係る使用料等については、これを徴収しない。

一部改正〔平成二四年条例五二号〕

(使用料等の減免)

第四条 知事は、前条本文の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業に係る使用料等については、これを減額又は免除することができる。使用等の許可を受けた者が生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)第六条第一項の被保護者である場合の使用料等についても同様とする。

一 漁業

二 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項の鉄道施設及び軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項の軌道に関する施設に係る事業

三 その他公益上特に必要があると認められる事業

2 前項に規定する場合のほか知事が特に必要と認めたものに係る使用料等については、これを減額又は免除することができる。

3 前二項の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、知事に減額又は免除の申請をしなければならない。

(使用料等の納付方法)

第五条 使用料等を納付すべき者は、第三条の使用料等を当該使用料等の額の決定があった日から三十日以内に、納入通知書により一括して納付しなければならない。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合にあっては、翌年度以降に係る使用料等は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに納付しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、使用等の許可に係る道路使用料及び河川海岸等使用料については、別に納期限を定めて分納させることができる。

一部改正〔平成二四年条例五二号〕

(使用料等の返還)

第六条 前条の規定により納付された使用料等は、返還しない。ただし、知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料等を納付した者の申請により、その使用料等の全部又は一部を返還することができる。

一 法第十九条において準用する法第二十四条第一項の規定により、使用等の許可を取り消したとき。

二 天災その他特別の理由により使用等の許可に係る使用又は収益ができなくなったと知事が認めるとき。

(延滞金)

第七条 延滞金については、三重県公債権の徴収に関する条例(昭和三十三年法律第三号)の定めるところによる。この場合において、使用料等の額の一部につき納付があったときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる使用料等の額は、その納付のあった使用料等の額を控除した額とする。

2 延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。

➤ ⑨ 地位の承継

<趣旨>

この規定は、現行の三重県一般海域等管理規則第11条でも規定されており、占用等の許可を受けたものに相続等があった場合にその許可を承継することを規定する。

他道府県では11道府県中5県で規定されている。

<条文の内容>

許可を受けた者について相続等があったときは、相続人等は、許可を受けた者の地位を承継し、知事に届け出なければならない。

<参考>

■三重県一般海域等管理規則第11条

許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、速やかに一般海域等使用(収益)承継届(第六号様式)を知事に提出しなければならない。

➤ ⑩ 権利譲渡等の禁止

<趣旨>

この規定は、現行の三重県一般海域等管理細則第10条でも規定されており、占用等の許可の権利について、許可なく譲渡することを禁止することを規定するものである。

他道府県では11道府県中6道県で規定されている。

<条文の内容>

占用等の許可を受けた者は、承認を受けなければその権利を譲渡してはならない。

<参考>

■三重県一般海域等管理規則第10条

許可を受けた者は、知事の認可を受けなければその権利を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

➤ ⑪ 原状回復義務

<趣旨>

この規定は、現行の一般海域等管理規則第9条でも規定されており、占用等の許可を受け、期間が満了したとき等の場合に、原状に回復し、検査を受けることを規定するものである。
他道府県では11道府県中7道県で規定されている。

占用等許可を受けた者は、占用等の期間が満了したときは、一般海域を原状に回復するとともに、知事に届け出をし、検査を受けなければならない。

<参考>

■三重県一般海域等管理規則第9条

許可を受けた者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が発生したときは、速やかに許可に係る一般海域等を原状に回復するとともに、一般海域等使用（収益）完了（廃止・中止）届（第五号様式）を知事に提出し、建設事務所長の検査を受けなければならない。ただし、原状回復については、知事が原状に回復することが不相当と認めたときは、この限りでない。

- 一 許可が取り消されたとき。
- 二 許可の期間が満了したとき。
- 三 許可に係る使用又は収益を終了し、廃止し、又は中止したとき。

➤ ⑫ 県の職責

<趣旨>

主な条文の内容による「所有者がなく事前に廃棄物と特定できた場合、管理者の職責により管理者自ら除去することができること」を目的とし、他の海域と同様に管理者が一般海域を維持することを明確に規定する。

港湾法等では、施設の維持を職責としているが、一般海域においては施設がなく、海域の利用を維持することを職責として規定する。

所有者がない船舶について、民法第239条第1項の規定により、管理者が所有権を取得し、適切に処分すること等を目的とするものであり、三重県における港湾区域内の所有者がない放置船においては、港湾法第12条第2項の規定により、廃棄物であることを関係機関に確認のうえ除去を実施している。

他道府県では規定されている事例はない。

<条文の内容>

知事は、一般海域の良好な利用を維持するように努めなければならない(廃船等の除去等を含む)。

<参考>

<民法第239条第1項>

所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。

<港湾法第12条第2項>

港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること(港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。)。

➤ ⑬ 監督処分

<趣旨>

① 主な条文の内容による「所有者が特定された場合、監督処分により除去を命令することができること」を目的とし、禁止行為(放置等禁止区域にみだりに船舶等を放置すること)の規定に違反した者等に対して、除去等を命ずることができることを規定する。

港湾法等においても同様に規定されており、他道府県では11道府県中10府県で規定されているが、船舶を対象とした条例は1県のみである。

② 主な条文の内容による「所有者が不明で事前に廃棄物と特定できない場合、は簡易代執行により管理者自ら除去することができること」を目的とし、禁止行為(放置等禁止区域にみだりに船舶等を放置すること)の規定に違反した所有者不明の船舶等について、管理者自ら除去等ができることを規定する。(簡易代執行)

港湾法等においても同様に規定されており、他道府県では11道府県中2県で規定されているが、船舶を対象とした条例は1県のみである。

③ その他、無許可行為や不正手段による許可などに対する監督処分を規定する。

他道府県では11道府県中10府県で規定されている。

<条文の内容>

① 禁止行為に違反した者、占用等の許可に違反した者、許可条件に違反した者、不正手段により許可を受けた者に、除去を命ずることができる、許可を取り消し、原状回復等を命ずることができる。

② 所有者不明の場合、管理者が自ら撤去し、保管し、公告し、売却または廃棄することができる。

<参考>

■港湾法第56条の4

国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、第一号に該当する者(国土交通大臣にあつては同号イ、都道府県知事にあつては同号ロ、港湾管理者にあつては同号ハに掲げる規定に違反した者)又は第二号若しくは第三号に該当する者に対し、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件(以下「工作物等」という。)の改築、移転若しくは撤去、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原状の回復を命ずることができ、第二号又は第三号に該当する者に対し、第一号に掲げる規定によつて与えた許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

一 次の規定に違反した者

イ 第四十三条の八第一項若しくは第二項又は第五十五条の三の五第一項若しくは第二項

ロ 第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項

ハ 第三十七条第一項又は第三十七条の十一第一項

二 第三十七条第一項、第四十三条の八第二項、第五十五条の三の五第二項又は第五十六条第一項の規定による許可に付した条件に違反した者

三 詐欺その他不正な手段により第三十七条第一項、第四十三条の八第二項、第五十五条の三の五第二項又は第五十六条第一項の規定による許可を受けた者

2 第四十条の二第一項若しくは第四十一条第一項(これらの規定を第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五十九条第二項において同じ。)又は前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくはその委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは港湾管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、前項の規定により工作物等を撤去し、又は撤去させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。

4 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

5 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、第三項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、国土交通省令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、国土交通省令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

6 国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、前項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。

7 第五項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

8 第二項から第五項までに規定する撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第二項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

9 第四項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第三項の規定により保管した工作物等(第五項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、国土交通大臣が保管する工作物等にあつては国、都道府県知事が保管する工作物等にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県、港湾管理者が保管する工作物等にあつては当該港湾管理者に帰属する。

➤ ⑭ 立入検査等

<趣旨>
必要に応じて状況を確認するため、放置等禁止区域に放置された船舶に立ち入ることができることを規定する。
他道府県では、11道府県中4県で規定されている。

<条文の内容>
占用等の許可を受けた者の事業所若しくは放置等禁止区域に放置された船舶等に立ち入ることができる。

➤ ⑮ 罰則

＜趣旨＞
主な条文の内容による「禁止行為に違反した場合、関係法令と同等の罰則に処すること」を目的に規定する。
罰則について、関係法令又は他県条例の規定を参考にするが、他の水域に比べ規定が緩い水域に船舶を移動し放置されることが懸念されるため、関係法令の規定を優先的に採用する。

＜条文の内容＞ 下表を参考に罰則を規定する。									
	港湾法	海岸法	漁港法	愛媛県	岡山県	山口県	大阪府	香川県	熊本県
無許可	拘禁1年 50万円	拘禁1年 50万円		10万円	30万円	30万円		30万円	
条件違反				10万円	30万円	30万円		30万円	
不正手段による許可				10万円	30万円	30万円			
禁止行為違反	拘禁1年 50万円	拘禁6月 30万円	30万円		30万円				
立入検査違反					20万円	20万円		20万円	
両罰規定				10万円	30万円	30万円		30万円	
徴収逃れ				徴収金の5倍	徴収金の5倍	徴収金の5倍	徴収金の5倍	徴収金の5倍	徴収金の5倍

6 第 1 回連絡調整会議の意見について

第1回三重県一般海域管理条例(仮称)連絡調整会議 議事録

日時：令和7年8月21日(木) 14:00~15:45

場所：JA三重健保会館3階大会議室(web併用)

✚ 連絡調整会議の設置及びスケジュールについて

- ・意見なし

✚ 規約について

- ・規約について、了承する。

✚ 会長等の選任について

- ・会長を繁田委員、副会長を川嶋委員とすることについて、了承する。

✚ 三重県一般海域管理条例(仮称)の制定について

【要約】

春日井委員:東北、関東から三重県へ船舶が持ち込まれている現状で、放置等禁止区域を指定し船舶等を放置してはならないと規定することで放置船は防げるのか。実効性のある対策が必要だと思う。

事務局:一般海域に関する法律がないため、都道府県による対応がまちまち。県内でしか放置等禁止区域を指定できないが、他都道府県や国交省へ広範囲で検討していけるよう訴えかけていく。また、国家予算要望でもこの内容を踏まえて要望している。

窪田委員:他県で放置船の持込を禁止している条例はあるか。
港湾区域や海岸保全区域といった一定配慮が必要な場所では制約が設けられているにも関わらず一般海域においてさらに制約を設けることは違憲にならないか。

事務局:禁止している条例は岡山県のみ。
法的な問題はある方検討部会や法務課と相談していく。放置船による二次被害や油漏れを防止するために、一般海域においても港湾法、海岸法、漁港法と同等の規制を定める必要があると考えている。

窪田委員:P20撤去には処分も含まれているか。

所有者不明で事前に廃棄物と特定できない場合の撤去はどこまでを指すか。

事務局:どちらも処分を含む。所有者不明の場合、告示して必要に応じて売却、売却できなければ処分という港湾法・海岸法と同様の流れとする予定。

神原委員: 条例制定で最も課題となる部分はどこか。

事務局: 罰則、一般海域の定義が課題だと考えている。

罰則を設けないと緩い規制となってしまう。一般海域の大半が海岸保全区域に隣接しているため海岸法に準じた罰則を設けたい。

神原委員: 罰則の内容についてどちらの会議で議論していくのか。

事務局: 連絡調整会議で、水域管理者として何が妥当かを議論いただきたい。

詳細はあり方検討会で検討する予定。最終的には検察庁協議で決定する。

西井委員: 平成 25 年に放置艇対策として国交省がプレジャーボート対策という計画を策定している。計画の柱が条例の制定と係留保管施設の充実の2つだが、係留保管施設がない中で条例を制定すると 2000 隻の放置船の行き先がなくなるがどのように考えているか。

事務局: 各地域において放置艇対策会議を開催する予定であり、保管場所の確保や沈廃船の対策についてそこで考えていく。

新實委員: 条例の中に占用の許可があるが、現在の放置船を許可化することか。

事務局: 船舶に関して占有許可は必要ないと考えている。海岸法では廃棄物を放置する時は許可が必要と規定しているが、許可しないため条例では規定しない。

神原委員: 現規則では、国有財産法と紐づいているが新条例での上位法はなにか。

また、「撤去」と「除去等」、「占有」と「占有等」の使い分けはあるか。

事務局: 上位法がない場合もあり、他の都道府県において国有財産法に基づく条例は2県のみ。

また、法的には除去等が多く使われていたので修正する。占有等は占有と行為を合わせたもの。

神原委員: 海岸法において、陸域に占有の概念はあるが水域にはないので、他の法律との関係も検討していければと思う。

オブザーバー: 一般海域において放置等禁止区域を指定するとなると、かなり広範囲になると思うがどのようにお考えか。

事務局: 一般海域全体ではなく、海岸保全施設や港湾施設、河川区域等の影響がある部分について指定する予定。沖合は想定していない。

窪田委員: 放置船対策が条例制定の立法の事実だと思うが、条例に占有の許可があり放置船対策とどのような関係があるのか。

事務局: 法務課と相談した結果、他県の条例を参考に放置船についてだけでなく1から制定していく必要がある。

窪田委員: 賀田港や浜島港での事案があり条例制定することにより防止できるというのはどのように考えているか。

事務局: 移動させない、持ち込ませないことが最優先だと考えている。そのために、放置等禁止区域を指定する規定や海岸法・港湾法と同等の罰則を規定し、弱い

部分を作らない目的で条例を制定する。

窪田委員:通常は、立法の事実として事案⇒条例制定の必要性⇒条例作成により事案を
予防・防止できるという流れがあって初めて条例を制定できると思う。

<意見>

「立法事実」の観点から、放置船に対する措置以外の条文については条例で規定できないのではないかと。

放置船に関する立法事実

- 志摩市からは放置船の解消や条例制定の要望があり、議会からも条例制定や放置船の管理に関する質問がある。
- 現在確認されている放置船について、災害時の二次被害や、すでに燃料油がもれているものもあり、環境・漁業に影響を及ぼすことが懸念される。
- 三重県の港湾区域等では、平成30年度に賀田港(尾鷲市曾根町地内)、令和6年度に浜島港(志摩市浜島町地内)において、行政代執行等により放置船の撤去を行っているが、これらの放置船の多くは、中古船の販売や中古部品の販売のために他の水域から当該地に持ち込み、何らかの理由で販売または処分が困難となったことから放置されたものであり、安易に船舶を移動し放置されている。
- 関係法令に比べ、規制が緩い区域に移動されることが懸念される。

次のことを規定

- ③禁止行為
- ⑫県の職責
- ⑬監督処分
- ⑭立入検査等
- ⑮罰則

その他の条文（占用等に関する事）

一般海域を適正に管理するために、県として当然必要な条文である。
また、現行の「一般海域等管理規則」は「使用許可」を規定したものであり、「一般海域等管理規則」の規定は、新しく制定する条例でも規定する必要があると考えている。

次のことを規定

- ④占用等の許可
- ⑤適用除外
- ⑥許可の特例
- ⑦許可の基準
- ⑧占用料等
- ⑨地位の承継
- ⑩権利譲渡等の禁止
- ⑪原状回復義務
- ⑬監督処分
- ⑭立入検査等
- ⑮罰則

<意見>

「占用等」の定義はどのようなものか。海岸法においては陸域に占用の概念はあるが水域にはない。

関係法令

港湾法第37条第1項

港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域(以下「港湾隣接地域」という。)内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。ただし、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域についてこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 一 港湾区域内の水域(政令で定めるその上空及び水底の区域を含む。以下同じ。)又は公共空地(以下「港湾区域内水域等」という。)の占用
- 二 港湾区域内水域等における土砂の採取
- 三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水渠きよ又は排水渠の建設又は改良(第一号の占用を伴うものを除く。)
- 四 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為



第1号について、水域または土地を占有することに関する許可
第2号、第3号について、行為をすることに関する許可

海岸法第7条(海岸保全区域の占用)

海岸管理者以外の者が海岸保全区域(公共海岸の土地に限る。)内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物(以下次条、第九条及び第十二条において「他の施設等」という。)を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。

海岸法第8条(海岸保全区域における行為の制限)

海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。
- 二 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。
- 三 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。

2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。



第7条について、土地を占有することに関する許可
第8条について、行為をすることに関する許可

河川法第24条(土地の占用許可)

河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

河川法第26条(工作物の新築等の許可)

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

※「河川区域内の土地」とは、水域や上空を含む



第24条について、土地、水域、上空を占有することに関する許可
第26条について、行為をすることに関する許可

検討結果

海岸法では、「土地」において占用許可を必要としているが、港湾法、河川法では、「土地」と「水域」において占用許可が必要である。一般海域はすべてが「水域」であるため、港湾法等に準じて「水域」に対して占用許可が必要とする。ただし、「占有」と「行為」が明確になるよう規定する。

修正案

一般海域において、工作物又は施設を設置し一般海域を占有すること、土石を採取すること、海底の土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更することをしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。